様式第43号（第17条関係）

年　月　日

様　　香川県丸亀市長

# 介護保険給付額減額通知書

| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

年　月　日にあなたは、（要介護（更新）認定・要支援（更新）認定・要介護状態区分の変更）申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり未納となっており、すでに、消滅時効に係っているため、遡って納めていただくことができません。

保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険法第６９条第１項の規定により、下記期間につき保険給付額の減額及び高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費及び特定入所者介護サービス費（介護予防を含む。）の支給を行わないことに決定しましたので通知します。

なお、災害及びその他の特別の事情等が発生した場合には、給付額減額等の措置の対象外となりますので、速やかに丸亀市役所　　課　　に申し出てください。

給付額減額の措置を行う期間　　年　月　日　～　　年　月　日

給付額減額措置の算定根拠

給付額減額期間＝保険料徴収権消滅期間×$\frac{\text{保険料徴収権消滅期間}}{\text{保険料徴収権消滅期間＋保険料納付済期間}}$×$\frac{1}{2}$×１２

徴収権消滅期間：（未納・時効消滅額／年賦課額）＋（未納・時効消滅額／年賦課額）＋・＝　年

納付済期間：（納付額／年賦課額）＋（納付額／年賦課額）＋・・・・・・・・・・・・・・＝　年

| 年度 | 未納・時効消滅額 | 納付額 | 年賦課額 |
|---|---|---|---|
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |

お問い合わせ先
丸亀市役所　　課

不服申立て及び取消訴訟

この通知について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して３ヵ月以内に香川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヵ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３ヵ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。